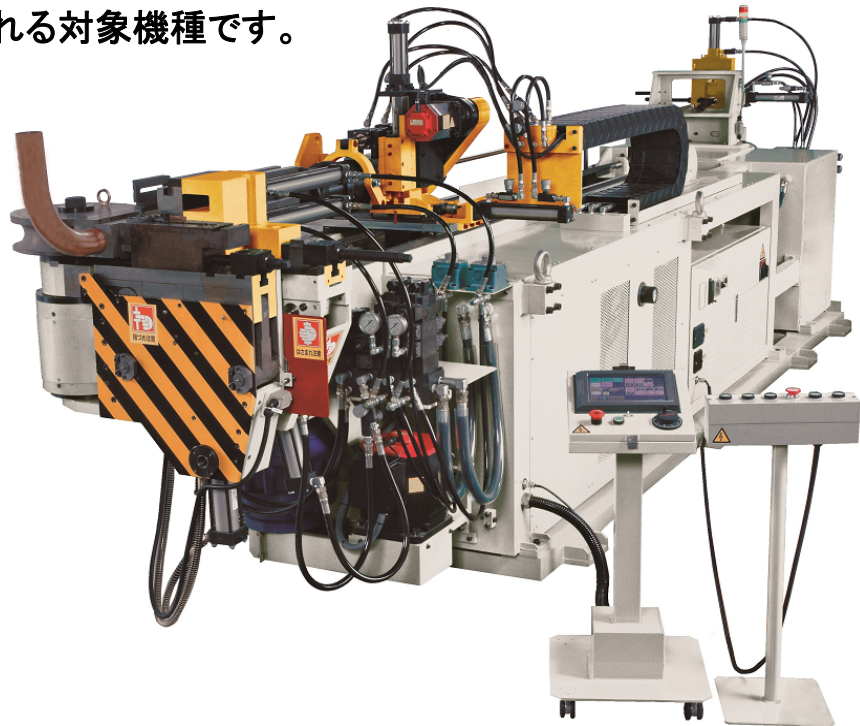


# 太洋のCNC型とHANC型 パイプベンダーは、

現在施行中の『生産性向上設備投資促進税制』による特別償却又は税額控除に加え、本年7月1日施行された『中小企業等経営強化法』により新たに3年間の固定資産税の半額軽減措置が適用される対象機種です。

TB-DR-60CNC-HR



幅広い曲げ加工領域で、貴社の生産をサポートします。

TB-DR-2HANC



『中小企業等経営強化法』とは、

○中小企業等の将来の成長のための生産性向上を支援することを目的とした法律で本年7月1日施行されました。適用期間は3年間(中小企業等経営強化法の施工日以降に取得した資産で、平成30年3月末までの投資が対象となります)。

○中小企業が自社の生産性向上のための人材育成、財務管理、設備投資等の取組みを記載した『経営力工場計画』を所管大臣に申請します。申請に必要な『証明書』は当社へお申込みください。

認定された事業者は、

①取得した機械装置の固定資産税を3年間1/2に軽減 ②計画に基づく事業に必要な資金繰支援を受けられます。